

グリーン購入法に係る特定調達品目の追加等の概要(案)に対する意見の募集について
(お知らせ)

平成13年12月17日(月)

総合環境政策局

環境経済課長：三好信俊(6260)

課長補佐：藤塚哲朗(6251)

佐藤由美(6275)

担当：田代浩一(6270)

環境省では、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づき、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目の追加等の概要(案)をとりまとめました。これについて、広く国民の皆様から御意見をお聞きすることとします。

平成12年5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)が公布され、平成13年2月に、14分野101品目の特定調達品目(国等の各機関が重点的に調達を推進する環境物品等の種類)及びその判断の基準等を定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(基本方針)が閣議決定されました。

特定調達品目及びその判断の基準等については、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくこととしており、その検討にあたっての参考とするため、特定調達品目に関する提案募集を実施しました。その結果、約900件のご提案をいただき、これを参考としながら検討を行い、特定調達品目の追加等の概要(案)を作成しました。

つきましては、今後のとりまとめの参考とするため、郵送、ファクシミリ及び電子メールにより、本案に対する皆様の御意見を募集(パブリック・コメント)します。

[意見募集要領]

特定調達品目の追加等を最終的にとりまとめるに当たり、広く国民の皆様から御意見を賜るべく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目の追加等の概要（案）に対する意見を募集することとしました。御意見のある方は、以下の要領に沿って、御提出ください。

皆様からいただいた御意見につきましては、特定調達品目の追加等の案の最終的なとりまとめに当たり参考とさせていただきます。

１．意見募集対象

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目の追加等の概要（案）について

２．募集期間

平成１３年１２月１７日（月）～平成１４年１月１０日（木）必着

３．提出方法

[意見提出用紙] の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

（１）郵送：下記 [意見提出用紙] の様式に従って提出してください。

（２）ファクシミリ：下記 [意見提出用紙] の様式に従って提出してください。

（３）電子メール：下記 [意見提出用紙] の様式に従い、テキスト形式で送付してください（添付ファイルによる御意見は御遠慮願います。）。

[意見提出用紙] の様式

宛先：環境省総合環境政策局環境経済課 田代

氏名（及び会社名／部署名）：

住所：〒

電話番号：

FAX 番号：

御意見：

< 該当箇所 > （案中のページ数を明記してください。）

< 意見内容 >

4 . 意見提出先

環境省総合環境政策局環境経済課 田代 宛

- 郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
- ファクシミリの場合 03-3580-9568
- 電子メールの場合 gpl@env.go.jp

5 . 資料の入手方法

- 本事務局において配布

場所：東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館25階

環境省総合環境政策局環境経済課

- インターネットによる閲覧

環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-low/index.html>)

- 郵送による送付

郵送を希望される方は、140円切手を添付した返信封筒（A4版の冊子が折らずに入るもの。郵便番号、住所、氏名を明記のこと。）を同封の上、上記「4 . 意見提出先」の郵送の場合の宛先まで送付してください。

6 . 注意事項

- 電話での御意見の提出は御遠慮願います。
- 御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。
- いただいた御意見については、住所、個人名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを除き、公開される可能性のあることを御承知おきください。

**「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める
特定調達品目の追加等の概要（案）について**

特定調達品目及びその判断の基準等については、「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」において、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものと定められています。

その検討の参考とするため、特定調達品目に関する提案の募集を実施したところ、約 900 件（同一又は類似の提案を含む延べ件数）のご提案をいただきました。

特定調達品目及びその判断の基準等について、関係府省と共同し、ご提案を参考としつつ「基本方針」に定める基本的考え方^{（注）}に基づき、必要に応じて提案者又は関連の業界団体からのヒアリング等を実施しつつ検討を行ってきた結果、別添 1 のとおり、特定調達品目の追加等の概要（案）を取りまとめました。

1. 主な変更点

平成 13 年 2 月に閣議決定した「基本方針」からの主な変更点は以下のとおりです。

- ・紙 類： インクジェットプリンター用塗工紙など 5 品目の追加
- ・納入印刷物： 役務として整理
- ・文 具 類： 回転ゴム印など 18 品目の追加。金属を主要材料としプラスチック等を使用していないものについての注の追加
- ・機 器 類： コートハンガーなど 3 品目の追加。金属を主要材料としプラスチック等を使用していないものについての注の追加
- ・O A 機 器： ディスプレイの追加。コピー機の基準エネルギー消費効率の一部変更
- ・自 動 車： L P ガス車の基準の追加
- ・インテリア： ふとん、ベッド、マットレスの追加
 - ・寝装寝具
- ・設 備： 生ゴミ処理機の追加
- ・公 共 工 事： 高炉スラグ骨材など 17 品目の追加
- ・役 務： 納入印刷物を役務として整理
 - 食堂、タイヤ更正の追加

2. 特定調達品目検討に当たっての基本的考え方

(1) 今回特定調達品目とならなかったご提案について

特定調達品目及びその判断の基準等の検討は、「基本方針」に定める基本的考え方^(注)に基づき実施してきたところですが、以下に該当するご提案については、グリーン購入法が国及び独立行政法人等が調達する物品についてより環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進することを目的としていることから、検討の対象外とさせていただきます。

- ・ 国及び独立行政法人等による調達がない、または、極めて少ないもの
- ・ 既に十分に普及しているもの

また、以下に該当するご提案については、現時点で特定調達品目とするには課題が残ると考えられるため、次年度以降の特定調達品目の候補として継続的に検討させていただくこととしました。

物品等の品質等の一般的事項について課題があるもの

- ・ 品質、機能、供給体制等、調達される物品等に期待される一般的事項について不確実性が残るもの
- ・ 環境負荷低減効果に対してコストが著しく高いもの

環境負荷低減効果について課題があるもの

- ・ 環境負荷低減効果について不確実性が残るもの
- ・ 数値等の明確性が確保できる判断の基準の設定が困難なもの
- ・ 環境負荷低減効果の評価方法についての科学的知見が十分に整っていないもの

* 特に、公共工事に関する提案については、環境負荷低減施策としての評価方法がまだ十分に確立していない工法、目的物、制度・仕組みについては、その扱い及び評価方法等を含め今後継続的に検討することとしました。

又は について確認するための、十分な客観性を有する情報が得られなかったもの

なお、現行の特定調達品目の判断の基準に係るご提案につきましては、本年度の調達実績を確認した上で次年度以降に検討させていただくこととしました。

(2) 公共工事に係る品目選定について

公共工事については、「基本方針」にも示すとおり、目的となる工作物が、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要があるなどの特徴を有しています。

特定調達品目の選定に当たりましては、環境負荷低減効果があり、かつ、国等が調達を推進することにより環境物品等の普及が図られるものを特定調達品目として選定したところですが、(1)の考え方に加え、特に以下の観点から選定を実施しました。

なお、具体的な選定の流れは、別添 2 の選定フローに示すとおりです。

環境負荷低減効果が客観的に認められるもの

- ・ データ等により客観的に効果が示されたものを原則とする

普及の促進が見込まれるもの

- ・ 十分に普及し、それ自体が既に通常品になっているものは除く
- ・ 普及が可能な地域が限定されるものであっても、通常品の代替として普及が見込まれるもの

品質確保（安全性、耐久性等）が確実なもの

- ・ J I S、J A S 等の公的基準を満足または準拠すること
- ・ 公共工事における使用実績が十分にあること等、実際と同等の条件下での検証及び評価が十分になされていること

コストが適正と判断されるもの

- ・ コストが通常品に比べ著しく高いものは除く
- ・ 現在、割高なものは、普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認

(注)「基本方針」に定める基本的考え方

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（抜粋）

2．特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

ア．判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすものの（「特定調達物品等」という。）について、それぞれの目標の立て方に従って、毎年度、調達目標を設定するものとする。

イ．判断の基準等の性格

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。

また、すべての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるものであり、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものである。したがって、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであるので、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要があるのは当然である。

ウ．特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

また、今後、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

エ．公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。

公共工事に係る品目選定フロー

< 品目選定の基本的考え方 >

- グリーン購入法の主旨への適合性を判断し、環境負荷低減効果が客観的に認められるもの、普及の促進が見込まれるものを、明らかに品質が確保できないものを除き特定調達品目候補として、特定調達品目候補群(ロングリスト)に記載する。
- 環境負荷低減効果、環境負荷低減以外の特性(品質確保(安全性、耐久性等)の确实さ、コストの適正さ等)を判断し、特定調達品目候補群(ロングリスト)記載品目を、グループに区分する。
- 環境負荷低減効果の評価は、品目のライフサイクル全体にわたった総合的な観点から行う。

判断要因

- 個票1(環境負荷低減特性)関連
- ▲ 個票2(環境負荷低減以外の特性)関連
- 個票1及び個票2両方に関連

